

栃木県公報

令和 5 (2023)年 11月24日(金) 第458号

		<u> </u>	次			
		告	示			
○補助金等の名	称等を定める告示	の一部改正				865
○介護保険法に	よる指定居宅サー	ビス事業者の指定	<u> </u>			865
○介護保険法に	よる指定介護予防	サービス事業者の	指定			866
○社会福祉士及	び介護福祉士法に	よる登録特定行為	事業者の登録…			866
○予定保安林…						867
○道路の区域の	変更					868
						868
○栃木県収入証	紙を売りさばく者	の指定				869
		公	告			
○大規模小売店	舗の変更の届出…					869
						870
○栃木県収入証	紙売りさばき場所	の変更		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		870
		正	п,			
○令和 5 (2023)年第421号中 …	•••••		•••••		870
		告	示			
栃木県告示第42	6무					
	_	云(四和47年标	木胆生云第 25 <i>4</i> 5	ュー の一立	な次のトネル	こ改正し、令和5
	の補助金等から適		小	7 / V □ .	1 (((((((((((((((((((
	ジ補助並守から過 23)年11月24日	ту⊘∘				
177日3 (20	23) 平11月24日		-1	栃木県知事	福 田	富 一
但伸短礼如の	部保健福祉課の款	にかのトンに加る		끼 个宗和尹	· 1\mathrm{\text{H}} \tag{\text{L1}}	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田
			. る。			
児童福祉施	暴風、洪水、地	社会福祉法人、			知事が別に知	_
設等災害復	震その他の異常	事が適当と認める		-	める額	等
旧費補助金	な自然現象によりなままます。	「社会福祉法人				
	り被害を受けた	施設寺火吾復旧9	費補助金交付要領	(令和 5		

(保健福祉課)

栃木県告示第427号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により次のとおり公示する。

復旧事業のうち知事が別に定めるものに要

児童福祉施設等 年11月14日付け保福第597号保健福祉部長の復旧を支援す 通知) に基づき行う児童福祉施設等の災害

する経費

令和 5 (2023) 年11月24日

ることにより、

児童福祉施設等

の入所者等の福 祉を図る。

			栃木県知事	福田	富一
介護保険	事業者の	指定居宅サー	- ビス事業所	指定の	サービス
事業所番号	名称又は氏名	名称	所 在 地	年 月 日	の種類
0971301825	株式会社デル・コラソン 代表取締役 佐々木 耕一	ヘルパーステー ション ナスパ	那須塩原市前弥六 51番地1	令 和 5 (2023)年 11月1日	訪問介護
0960490159	株式会社アクティ群馬 代表取締役 澤田 浩和	訪問看護ステー ションかえで田沼	佐野市山越町238- 1	令 和 5 (2023)年 11月1日	訪問看護
0961390069	医療法人社団新萌彰会 理事長 八竹 健司	訪問看護ステー ションおりーぶ	那須塩原市野間 453番地14	令 和 5 (2023)年 11月1日	訪問看護
0970402632	株式会社アクティ群馬 代表取締役 澤田 浩和	あすなろ田沼	佐野市山越町238- 1	令 和 5 (2023)年 11月1日	特定施設入 居者生活介 護

栃木県告示第428号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を指定したの で、同法第115条の10の規定により次のとおり公示する。

令和5 (2023) 年11月24日

栃木県知事 福 田 富

介護保険	事業者の	指定介護予防	ナービス事業所	指定の	サービス
事業所番号	名称又は氏名	名称	所 在 地	年 月 日	の種類
0961390069	医療法人社団新萌彰会 理事長 八竹 健司	訪問看護ステー ションおりーぶ	那須塩原市野間 453番地14	令 和 5 (2023)年 11月1日	介護予防訪 問看護
0970402632	株式会社アクティ群馬 代表取締役 澤田 浩和	あすなろ田沼	佐野市山越町238- 1	令 和 5 (2023)年 11月1日	介護予防特 定施設入居 者生活介護

(高齢対策課)

栃木県告示第429号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第27条第1項の規定による登録特定行為事業者の 登録をしたので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和5 (2023) 年11月24日

栃木県知事 福田 富

	事業	者	事	業		所					
整理番号	氏 名 又は名称	住所又は 主たる事務所 の所在地		称	所	在	地	登年	録月	の 日	特定行為の種別
092700014	株式会社HOPE	小山市雨ヶ谷	ケアサ:	ポート	小山	市雨々	か谷	令	和	5	口腔内の喀

	141-1	ほーぷ	141-1	(2023)年 11月13日	痰鼻痰気ニ部引胃腸る経養別内引管一喀 うう管経解 ユの ろろ経鼻経 とに栄管
--	-------	-----	-------	-------------------	--

(障害福祉課)

栃木県告示第430号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和 5 (2023) 年11月24日

栃木県知事 福 田 富 一

Ι

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - 芳賀郡茂木町大字北高岡字桧木1541-1、1541-3、561-1 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 字桧木561-1
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び茂木町役場に備え置いて縦覧に供する。)

II

- 保安林予定森林の所在場所 那須郡那須町大字寄居字椴ノ木下2237-1
- 2 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字椴ノ木下2237-1 (次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画

で定める標準伐期齢以上のものとする。

- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那須町役場に備え置いて縦覧に供する。)

 \coprod

1 保安林予定森林の所在場所

大田原市片田字根岸1673 (次の図に示す部分に限る。)、1674

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字根岸1673・1674(以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画 で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第431号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和5(2023)年11月24日から同年12月25日まで 一般の縦覧に供する。

令和 5 (2023) 年11月24日

栃木県知事 福 田 富 一

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 栃木粕尾線

道路の区域

整理番号	変更前 後の別	X	間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備	考
20	前	栃木市吹上町字台ノ上873 栃木市吹上町字台ノ上867		$23.5 \sim 23.5$	52.7		
32	後	栃木市吹上町字台ノ上873 栃木市吹上町字台ノ上867		23.5 ~ 23.5	52.7		

栃木県告示第432号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和5 (2023) 年11月24日から同年12月25日まで 一般の縦覧に供する。

令和5 (2023) 年11月24日

		栃木県知事 福	田 富 一
整理番号	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
27	主 要 地 方 道那須黒羽茂木線		令和 5 (2023)年 11月24日
32	主要地方道 标 木 粕 尾 線		令和 5 (2023)年 11月24日

(道路保全課)

栃木県告示第433号

栃木県収入証紙条例(昭和25年栃木県条例第46号)第6条の規定により、栃木県収入証紙を売りさばく者として次の者を指定したので、同条例第14条の規定により公告する。

令和 5 (2023) 年11月24日

栃木県知事 福 田 富 一

指 定 年 月 日	氏名又は名称	売りさばき場所
令和 5 (2023) 年11月16日		鹿沼市幸町1-6-26 ファミリーマート鹿沼幸町店

(会計局会計管理課)

公 告

○大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、意見を有する者は、令和6 (2024) 年3月25日までに知事に意見書を提出することができる。

令和 5 (2023) 年11月24日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 かましん市貝店 芳賀郡市貝町上根1462番地1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社美莊

芳賀郡茂木町大字茂木5番地

3 変更の概要

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
駐車場の自動車の出入口の	3 か所	2 か所	令和 5 (2023)年11月15日
数及び位置	位置は図面のとおり	位置は図面のとおり	

4 届出年月日

令和5 (2023) 年11月14日

5 縦覧場所

栃木県産業労働観光部経営支援課

(経営支援課)

○都市計画決定図書の写しの縦覧

宇都宮市が都市計画法(昭和43年法律第100号)第19条第1項の規定により令和5 (2023)年11月10日に決定した、宇都宮都市計画地区計画(イーストタウン瑞穂野地区計画)の関係図書の写しを同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和5 (2023) 年11月24日

栃木県知事 福 田 富 一 (都市計画課)

○栃木県収入証紙売りさばき場所の変更

栃木県収入証紙条例(昭和25年栃木県条例第46号)第10条の規定により、栃木県収入証紙売りさばき場所の変更について、次のとおり届出があったので、同条例第14条の規定により公告する。

令和5 (2023) 年11月24日

栃木県知事 福 田 富 一

変更年月日	変更後の売りさばき場所	変更前の売りさばき場所	氏	名	又	は	名	称
令和 5 (2023)年 11月10日	宇都宮市駅前通り1-3-1 ファミリーマート宇都宮駅 西口店	(新規)	(株)フ [・]	アミ	IJ — [~]	マー	

(会計局会計管理課)

正誤

発行番号	ページ	行	正	誤
		13	1058・1077-1 (以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)	1058、1077-1
令 和 5 (2023)年 第421号			1078 (次の図に示す部分に限る。)	1078
71, 222 0		24	「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及 び関係書類	